

【本巢市】

高齢運転者の安全運転を支援する

2つの補助金のご案内

1 目的

近年、高齢運転者の重大（死亡・重傷）な交通事故が急増し、深刻な社会問題となっています。本巢市では、高齢運転者による交通事故防止対策の一環として、安全運転を支援する先進安全自動車の購入や既販車への後付け急発進等抑制装置（以下「後付け安全装置」という。）を設置する際に補助金を交付し、先進安全自動車の普及促進、高齢運転者の交通事故防止および事故時の被害軽減等を図ります。

※2つの補助金の事業実施期間：令和2年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

2 補助対象者（共通事項）

次の要件をすべて満たす個人

①新車登録日または後付け安全装置の設置日に市内に住所を有している（住民登録している）満65歳以上の方

※申請時においても市内に住所を有していること

②非営利かつ自ら使用する目的で新車を購入または同目的の既販車に後付け安全装置を設置した方

③自動車運転免許証（有効期限内）を保有している方

④市税を滞納していない方

※後付け安全装置を設置した当該自動車の自動車税を含む

3 高齢者先進安全自動車購入費補助制度

■要件・補助額

車両本体価格（消費税抜き）300万円以下で、個人の用途に供する次の先進安全装置が搭載された自家用（乗用・貨物）車を新車で購入し、令和2年4月1日以降に新車登録した場合に、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付します。

※補助金の交付は、1人1台限りです。

※普通自動車、小型自動車、軽自動車で、市内を使用の本拠とするものが対象です。

※リース、中古車（輸入の中古車含む。）未使用者（新古車）は補助対象になりません。

※新車登録日と同一年度内に申請してください。

※国が実施する「サポカー補助金」及び「本巢市高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金」の交付を受けている、または受ける予定の有る方は補助対象外となります。

先進安全自動車	補助金（上限3万円）
【必須装置】 ①衝突被害軽減ブレーキ ※低速域（時速 30 km以下）でのみ作動する装置は除く ②ペダル踏み間違い時加速制御装置	2万円
【選択装置】 ③車線維持支援制御装置 ④車線逸脱警報装置 ⑤ふらつき注意喚起装置	1万円上乗せ ※③～⑤のいずれかの装置を1つ以上搭載した場合

■申請時に必要な書類

- ①高齢者先進安全自動車購入費補助金交付申請書（指定様式）
- ②自動車検査証の写し
- ③自動車販売店が作成した先進安全自動車販売証明書（指定様式）
- ④売買契約書の写し又は注文書の写し
- ⑤自動車運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。）の写し
- ⑥高齢者先進安全自動車購入費補助金請求書（指定様式）

■補助制度の注意事項

- ①新車登録日が属する年度と同一年度の申請となりますので、年度をまたいだ申請はできません。
- ②車両本体価格（消費税抜き）300万円以下という要件がありますが、オプション価格等は含まないメーカー小売り希望価格の車両本体価格（消費税抜き）のことで、ただし、先進安全装置が標準装備のものは、すでに車両本体価格に含まれていますので、それを含めた価格となります。
- ③先進安全装置は、各メーカー、各車種等により違いがありますので、補助対象の装置かどうかを事前によく確認してください。
- ④リース、中古車（輸入の中古車含む。）、未使用者（新古車）は補助対象になりません。特に、未使用者（新古車）は、間違いやすいのでご注意ください。
- ⑤補助金を受けて取得した自動車を、新車登録日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

4 高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助制度

■要件・補助額

後付け安全装置が設置されていない自家用（乗用・貨物）自動車で、個人の用途に供するものに、国土交通省が認定（先行個別認定等）した後付け安全装置を設置した場合に、申請に基づき予算の範囲内で補助金を交付します。

※補助金の交付は、1人1回限りです。

※普通自動車、小型自動車、軽自動車で、市内を使用の本拠とするものが対象です。

※車検を受けていること。

※リース車も補助対象となります。

※設置日と同一年度内に申請してください。

※本県市高齢者先進安全自動車購入費補助金及び本市の他の市町村の類似の補助制度により補助金の交付を受けている、または受ける予定の有るものは補助対象外となります。

※後付け安全装置の設置は（一社）次世代自動車振興センターが認定した後付け安全装置取付け事業者（「設置販売事業者」という。）が販売と併せて行うものとし、補助対象者は設置販売事業者から、後付け安全装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、十分説明を受ける必要があります。

※補助対象経費は、補助対象者が、後付け安全装置の購入及び設置に要した経費（消費税及び地方消費税相当額を含み、国補助金及び設置に際して行った自動車の故障箇所の修理・補修・改良・改造に係る費用を除く。）となります。

補助対象装置	補助金
<input type="checkbox"/> 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置 (例) トヨタ自動車純正品、ダイハツ工業純正品等	後付け安全装置の種類にかかわらず 1 万円 ※補助対象経費が1万円を下回る場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
<input type="checkbox"/> 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電子的に制御する装置 (例) ペダル見張り番Ⅱ、誤発信防止システム2等	
<input type="checkbox"/> 上記以外の装置	

注) 今後、国による性能認定制度が創設された場合は、原則として認定を受けた後付け安全装置が補助対象となります。(参考: 国土交通省が令和元年12月17日に先行個別認定した後付け安全装置は3種類・9装置)

■申請時に必要な書類

- ①高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金申請書（指定様式）
- ②後付け安全装置を設置する自動車の自動車検査証の写し

- ③支払い額がわかるもの（領収書等）の写し
- ④自動車運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。）の写し
- ⑤高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金請求書（指定様式）

■補助制度の注意事項

- ①後付け安全装置の設置日が属する年度と同一年度の申請となりますので、年度をまたいだ申請はできません。
- ②補助金を受けて、後付け安全装置を設置した自動車を、設置日から1年以上経過する前に名義変更、売却等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

5 申請書の提出

◆提出先 本巢市役所真正分庁舎 福祉敬愛課 高齢福祉係

※新車登録日または後付け安全装置の設置日から2か月（60日）以内、又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに申請書類を提出してください。

◆申請書受付開始日 令和2年4月1日（水）から

※申請書は、市役所開庁日のみの受付になります。閉庁日は受付できませんので、ご注意ください。また、郵送等による提出も受付できません。

市ホームページに申請書の様式、Q&A等を掲載していますのでご活用ください。

6 申請手続きの流れ

(1)先進安全自動車を自動車販売店で注文（売買契約）または後付け安全装置を設置販売事業者で設置

↓

(2)申請書等（必要書類を添付）を福祉敬愛課高齢福祉係へ提出

↓

(3)通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

↓

(4)補助金が指定口座に振り込まれます。

7 自動車販売店および設置販売事業者への依頼事項

①この内容を店舗内でご周知ください。すべての自動車販売店にご説明することが大変難しいため、本社、関連する自動車販売店等へも、広くご周知くださいますようご協力をお願いします。

②本制度は、新車登録日および後付け安全装置の設置日において満65歳以上の高齢の方を対象としていますので、申請書の記入、申請書の提出等に関して、ご支援、ご協力を

お願いします。また、申請書等は、市ホームページや福祉敬愛課高齢福祉係窓口で受け取ることができますが、市役所へ来られない方、インターネットが利用できない環境の方もみえるため、各店舗での申請書の配布についてもご協力くださいますようお願いいたします。

- ③自動車販売店の方は、申請書の添付書類「先進安全自動車販売証明書」を記入してください。これは、補助対象の自動車かどうかを判定する重要な書類ですので、ご協力をお願いします。（令和2年度からは様式の一部を変更しています。）
- ④設置販売事業者の方は、設置の際に発行する「納品請求書」や「作業指示書」等、後付け安全装置の名称、設置費の内訳、設置日が確認できる書類を補助対象者にお渡しください。（補助金申請時に写しの添付が必要となる場合があるため）

なお、設置販売事業者に上記のような書類がない場合等は、市の参考様式「設置販売証明書」を添付して、補助対象者が申請する必要がありますので、設置販売事業者におかれましては、記入・押印のご協力をお願いします。証明者は店長(営業所長)名でご記入いただき、私印ではなく社印を押印してください。なお、後付け安全装置の設置にあわせ、修理や点検等を行った場合は、必ずそれらの費用と区別して作成していただきますようお願いいたします。（「設置販売証明書」は参考様式として、市ホームページでダウンロードができます。）

8 問い合わせ

本巣市役所 福祉敬愛課 高齢福祉係

電話 058-323-7754 FAX 058-323-1445

郵便番号 501-0494

住所 岐阜県本巣市下真桑1000番地（真正分庁舎）